

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

福島県地域医療構想に定める相双・いわき医療圏

2. 参加法人

医療法人社団 茶畑会

相馬中央病院、介護老人保健施設 ベテランズサークル

公益財団法人ときわ会

常磐病院、いわき泌尿器科、竹林貞吉記念クリニック

訪問看護ステーション きゅあ

3. 理念・運営方針

(理念)

東日本大震災の影響が依然として残る福島県浜通り地区（相双・いわき医療圏）の地域住民に対して、透析医療を支える人材確保を念頭に、透析技術の標準化による質の向上を目指す連携モデルを構築することで、切れ目なく適切な医療介護サービスを提供し、福島県地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

(運営方針)

- 血液透析の診療の標準化を目指し、相双・いわき各医療圏の透析医療の質の向上を図る。これにより、第七次福島県医療計画における相双医療圏の目標の一つである透析医療体制の充実に寄与する。
- 医療を支える人材確保を中心に医療法人間の連携ノウハウを蓄積し、地域内の医療連携体制を強化することで優秀な人材の育成に寄与し、切れ目なく適切な医療介護サービスを提供できる体制を整える。
- 相双・いわき各医療圏の透析医療を充実させ、患者が居住地域で透析治療を受けられる体制を構築する。
- 第七次福島県医療計画における相双・いわき各医療圏の課題に示されている生活習慣病患者への対策として、住民に腎臓専門医の診療を受ける機会

の増加を通じて、慢性腎臓病や糖尿病性腎症患者の早期発見・早期治療を充実し、血液透析導入患者の減少を目指す。

■腎疾患分野を中心に診療、教育、研究活動の成果を広く公開・還元して、疾病予防の啓発活動や予防医学の進展に貢献する。

■参加法人間で、大規模災害等緊急事態発生を想定した医療介護に関わる人材や施設の連携に関する平時の訓練を効果的に進めることで、発生時の被害を最小限に抑え、早期復旧並びに医療介護サービスの持続的提供を図る。

■透析患者の介護ニーズに対応した人材育成、介護情報の共有化により、相双・いわき各医療圏における地域包括ケアシステムの推進を図る。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

(1) 透析医療の強化

1) 透析技術の標準化による質の向上

①～④に掲げる透析技術の標準化を通じて、相双・いわき各医療圏の透析医療の質の向上を目指す。

- ① 透析手技や材料の標準化
- ② 透析患者症例の共有
- ③ 透析患者ケアの技術共有
- ④ 生活習慣病患者への治療やケアの共有化

2) 透析医療従事者不足の支援および人材育成の強化

相双・いわき各医療圏において透析医療を安定的に提供するため、参加法人間で人材が不足した際の人的支援や人材交流について①～④等の取り組みを通じ、医療従事者の定着及び人材採用と育成の強化につなげていく。

- ① 人材交流を通じた医療従事者に対する多様なキャリアパスの提供
- ② 人材採用についての情報等の連携
- ③ 共同での人材採用の検討
- ④ 医療・介護従事者の資質向上に関する共同研修

3) 透析患者の生活の質の向上

相双・いわき各医療圏において透析医療提供体制の不足により遠方での通院を余儀なくされている透析患者や仕事と家事と診療の両立が必要な

透析患者等に対して、①～④の取り組みを通じて、通院時間の短縮等を通じた生活の質の向上を目指す。

- ① 透析医療技術の向上による診療時間の確保の強化
- ② 透析患者のニーズに応じた診療時間帯等の見直しの検討
- ③ 送迎バス等による透析患者の交通手段の確保の強化
- ④ 参加法人と近隣医療機関との連携の強化による地域全体の医療提供体制の向上

4) 末期腎不全患者の対応力強化

末期腎不全で腎移植を希望する患者等高度な医療提供を必要とする患者について、参加法人間での情報共有体制を構築し患者紹介等を行うことで、重症患者の福島県内完結型医療提供体制を構築する。

(2) 災害等緊急事態発生時の対応力強化

大規模災害等緊急事態の発生を想定した平時の訓練や対応協議を通じて実際に発生した際の被害を最小限に抑え、①～⑥の取り組みを通じ、医療介護提供体制の早期復旧を図る。

- ① 緊急事態の発生を想定した平時の共同訓練
- ② 緊急事態発生時の情報収集方法及び情報の集約化の検討
- ③ 職員の安否確認及び被害状況把握のための情報網構築の検討
- ④ 緊急事態発生時の患者輸送並びに受け入れに関する連携
- ⑤ 水道、電気の安定的な確保など事業継続に関連するインフラ使用に関する連携
- ⑥ 備蓄品に関わる検討

(3) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入

各参加法人の医薬品・医療機器購入状況の調査・分析を行う。
透析医療については、技術の標準化により、診療材料の共同交渉を行うことで価格交渉力を高め、より安価での物品調達につなげる。

(4) 地域住民への情報提供、啓発活動の実施

参加法人間の連携の取り組み状況などをホームページ、機関紙など様々な情報媒体を活用して、適時適切に地域住民、周辺の医療機関等へ積極的に情報提供をする。

透析医療については、腎疾患分野の疾病予防の啓発活動を推進する。

5. 介護事業その他地域包括ケアシステムの推進に資する事業に関する事項

(1) 透析を必要とする要介護者への対応・人材育成

車いすを必要とする患者等介護も必要とする患者が増加しており、これらの患者に対応できる人材を育成するため、合同研修会を行う。

(2) 要介護者の情報共有化

介護ニーズの高い透析患者について情報を共有し、急な対応が必要である場合は、参加法人間で連携しながら患者を受け入れる体制を構築することで、透析患者が安心して在宅療養を行える環境を目指す。

(3) 患者相談窓口（コールセンター）の設置

共通の患者相談窓口（コールセンター）を設置することで、運営の効率化を図り、相談事例の蓄積を行うことで対応力向上を目指す。また、介護施設の入居情報等の情報発信機能を担うことで、相双・いわき各医療圏の患者の療養生活の質の向上を目指す。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。その際、機能分担・業務連携の双方の観点がそれぞれ必要かつ十分に記載されている必要があること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。